

「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクト 募集要綱

1. 募集の概要

(1) 目的

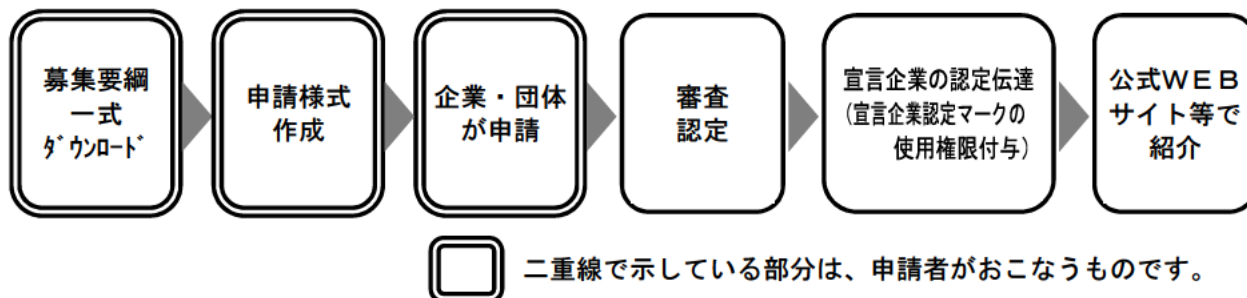
自転車通勤を推進する企業・団体に対する認定制度の創設により、自転車通勤を積極的に推進する事業者の取組を広く発信し、ひいては企業活動における自転車通勤や業務利用の拡大を図ることを目的としています。

(2) 宣言企業とは

自転車通勤を認めている企業又は団体であり、宣言企業の認定基準（2. 宣言企業の認定基準（P.2）を参照ください。）を満たす企業又は団体を、自転車活用推進本部事務局（以下「本部事務局」という。）及び自転車活用推進官民連携協議会（以下「官民連携協議会」という。）で審査をおこない、自転車活用推進本部長が認定したものをいいます。

自転車通勤を認めている企業又は団体を対象としていますが、全社単位だけでなく、事業所単位でも申請いただくことができます。

(3) 宣言企業認定までの流れ



(4) 募集期間

募集は随時おこなうものとします。

なお、申請書類の受理から認定までに要する期間は、原則2週間程度を予定しています。

（※応募が集中する時期は、認定までに要する期間が1ヶ月程度となる場合もあります。）

(5) 申請に伴う費用負担

宣言企業への申請や認定に伴う費用負担はありません。

ただし、申請書類の作成費・郵送費等は企業又は団体で負担いただきます。

(6) 宣言企業の有効期間

宣言企業に認定された日から5年間有効となります。

2. 宣言企業の認定基準

宣言企業の認定には、下表の1から4までをすべて満たしている必要があります。

1	2人以上の従業員がいて、日本に所在があること
	○企業のほか、自治体、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人等、公益法人、協同組合等に該当する事業者とします（事業所単位でも申請可）。 ▼申請に際し、必要となる提出資料 ▶ 会社の所在地、従業員数が明示された会社案内又は会社概要（ホームページの写しも可）
2	自転車通勤を認めていること（社内規程・規約・規則等を整備）
	○自転車通勤を認めている企業又は団体であること。 ▼申請に際し、必要となる提出資料 ▶ 自転車通勤を認めていることが明示された、社内規程・規約・規則等（複数事業所がある企業又は団体が全社単位で申請する場合、社内規程・規約・規則等に全社で自転車通勤を認めていることが明示されている必要があります。） ※自転車通勤手当の規則や自転車通勤許可申請書でも可
3	自転車の利用に関する取組の実施状況を示せること
	取組①：企業・団体又は従業員が自転車通勤のための駐輪場を確保していること
	▼申請に際し、必要となる提出資料 ▶ 企業・団体により従業員が利用する駐輪場を確保する、又は従業員自身が個別に駐輪場を確保することを義務付けていることを示す資料 ※社内規程・規約・規則、又は、従業員自身による駐輪場の確保を明示している自転車通勤許可申請書でも可 ※従業員自身が個別に駐輪場を確保する場合、駐輪場の利用を証明するための「駐輪場領収書提出様式」が必要
	取組②：自転車で通勤する従業員向けの安全教育を年に1回以上実施していること
	▼申請に際し、必要となる提出資料 ▶ 「安全教育実施証明書」（様式第1－3号） ※実施内容、実施日時、参加者数、実施の様子の写真等を記載
	取組③：自転車で通勤する従業員の自転車損害賠償責任保険等への加入を義務付けていること
4	▼申請に際し、必要となる提出資料 ▶ 自転車で通勤する従業員に対し自転車損害賠償責任保険等への加入を義務付けていることを示す資料 ※社内規程・規約・規則、自転車通勤申請書でも可
	4 社会通念上、認定するのにふさわしくないと判断される以下①～③の事由がないこと
	①過去5年間に、重大な法令違反等がないこと ②風俗営業等関係事業者でないこと ③暴力団関係事業者でないこと ▼申請に際し、必要となる提出資料 ※「誓約書」（様式第1－4号）に、署名、押印がされているか確認

3. 宣言企業の認定申請

(1) 申請書類各種様式の入手方法

「自転車活用推進官民連携協議会WEBサイト」からダウンロードできます。

<https://www.jitensha-kyogikai.jp/project/>

(2) 申請する際に必要な書類

1	「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクト 申請時チェックリスト	原本1部
2	「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクト 宣言企業認定申請書（様式第1-1号）	原本1部
3	会社案内又は会社概要（ホームページの写しも可）	1部
4	「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクト 宣言企業認定基準 確認書（様式第1-2号）	原本1部
5	自転車通勤を認めていることを明示した社内規程・規約・規則等	1部
6	企業・団体又は従業員が自転車通勤のための駐輪場を確保することを義務付けていることを示す資料	1部
7	安全教育実施証明書（様式第1-3号）	原本1部
8	自転車で通勤する従業員の自転車損害賠償責任保険等への加入を義務付けていることを示す資料	1部
9	誓約書（様式第1-4号）	原本1部
10	「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクトに関するアンケート	原本1部

※上記の他、自転車通勤の推進に関する積極的な取組に関する資料を提出することができます（任意、様式自由）。なお、ご提出いただいた資料は、優良企業（6.優良企業の認定（P.5）参照）の認定や今後の施策の検討にあたり、参考といたします。

＜積極的な取組の例＞

（優良企業の認定には、①は必須、②～⑤のうち1項目以上を満たす必要があります。）

- ① 自転車通勤を行う従業員が100名以上または全従業員の2割以上いる
- ② 定期的な自転車点検整備の義務付け
- ③ 自転車盗難対策の義務付け
- ④ 自転車通勤時のヘルメット着用の義務付け
- ⑤ その他の自転車通勤の推進に関する取組

（自転車通勤手当の支給、自転車通勤に関する主管部署の設置、自転車利用環境整備（ロッカールーム、シャワー、乾燥室等）を実施、自転車通勤の促進に向けた取組（情報発信、イベント等）を実施など

(3) 申請書類提出方法

申請書は郵送にて、記録が残る簡易書留等の方法により送付してください。

※ 提出先は、10. 問い合わせ先（P.9）を参照ください。

(4) 申請提出期限

随時応募ができます。

(5) 申請に関する注意事項

- ① 提出された書類は返却いたしません。
- ② 審査の必要に応じ、この募集要綱に記載のない書類の提出を求めたり、確認をおこなう場合があります。
- ③ 審査の結果、「宣言企業」に認定されない場合があります。
- ④ 認定前に申請を取り下げの場合、速やかに、「宣言企業認定申請撤回届出書」（様式第2号）を提出してください。（9.その他留意事項（2）申請の撤回（P.8）を参照ください。）
- ⑤ 申請書類に受理印の押印が必要な場合は、下記のことを申請時にあわせて提出してください。受理印を押印して申請事業者宛に返信します。

- ・認定申請書の写し 1部
- ・返信用封筒（申請事業者の宛名を記載し、切手を貼付）

※ なお、写しへの受理印の押印は、受理の事実を確認するものです。審査結果については、別途通知します。

4. 宣言企業の認定決定の伝達

(1) 宣言企業の認定決定

申請書類を本部事務局及び官民連携協議会で審査の上、適当と認めるときに、宣言企業として自転車活用推進本部長が認定します。

(2) 認定決定の伝達

認定番号を記した「『自転車通勤推進企業』宣言プロジェクト 宣言企業認定証」（以下「認定証」という。）を送付します。

5. 宣言企業の認定のメリット

(1) 「公式WEBサイト」等での宣言企業の紹介

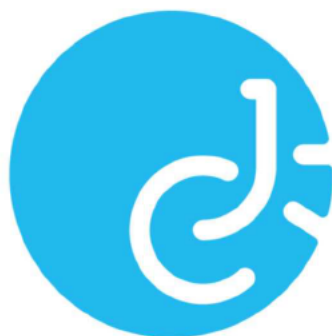
宣言企業に認定後、「公式WEBサイト」等にて、企業又は団体の名称、住所（本社所在地）、業種を紹介します。

(2) 認定ロゴマークの使用権限の付与

「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクトの宣言企業の認定ロゴマーク（以下「宣言企業認定ロゴマーク」という。）の使用権限を付与します。（宣言企業認定ロゴマークの使用期間は宣言企業の認定を受けた日から起算して5年間とし、宣言企業認定ロゴマークは認定の有効期間内に限り使用できます。）

宣言企業認定ロゴマークの使用方法は「『自転車通勤推進企業』宣言プロジェクト認定ロゴマーク使用規約」を遵守することとします。

■宣言企業認定ロゴマーク



(3) 自社のホームページ等での公表

「宣言企業認定証」や「宣言企業認定ロゴマーク」を自社のホームページや名刺等に付し、自転車活用推進本部長から認定を受けたことを対外的に明らかにすることで、社会一般へ「自転車通勤の推進により、環境負荷軽減、従業員の健康増進に取り組んでいる企業・団体」としてイメージアップを図ることができます。

6. 優良企業の認定

(1) 優良企業の認定

宣言企業のうち、自転車で通勤する従業員が100名以上又は全従業員の2割以上を占め、以下の1)～4)の取組事項のうち1つ以上の要件を満たし、かつ独自の積極的な取組を行っており、地域性を含めて総合的に勘案し、特に優れた企業又は団体（事業所単位のものを含む。）と認められるものについては、優良企業として自転車活用推進本部長が認定をおこないます。

- 1) 自転車の定期的な点検整備を義務付けていること
- 2) 自転車の盗難対策を義務付けていること
- 3) 自転車通勤時のヘルメット着用を義務付けていること
- 4) その他、2. 宣言企業の認定基準（P.2）の表の宣言企業の認定基準3である取組①～取組③、上記1)～3)以外の取組を実施していること

【その他事例】

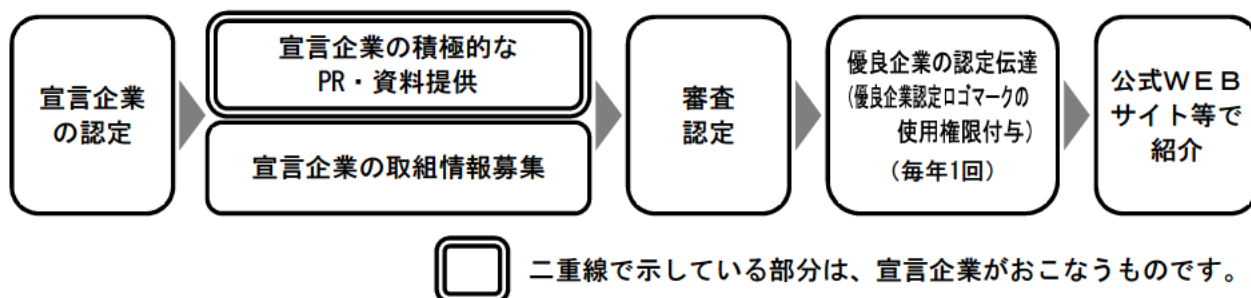
自転車通勤手当の支給、自転車通勤に関する主管部署の設置、自転車利用環境整備（ロッカールーム、シャワー、乾燥室等）を実施、自転車通勤の促進に向けた取組（情報発信、イベント等）を実施など

官民連携協議会は、随時、宣言企業の自転車通勤の積極的な取組に関する資料の提供を受け付けます。また、官民連携協議会は、優良企業の認定のため、宣言企業に対して自転車通勤の積極的な取組に関する情報の募集を行う予定です。

【資料の提供先】自転車活用推進官民連携協議会（P.9「10. 問い合わせ先」）

(2) 優良企業の認定までの流れ

原則として年1回、優良企業を認定します。



(3) 優良企業の有効期間

当該優良企業の宣言企業に係る有効期間の満了の日までとします。

7. 優良企業の認定のメリット

(1) 「公式WEBサイト」等での優良企業の紹介

優良企業に認定後、「公式WEBサイト」等にて、企業又は団体の名称、住所（本社所在地）、業種、自転車通勤の促進に向けた先進的な取組を紹介します。

(2) 認定ロゴマークの使用権限の付与

「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクトの優良企業の認定ロゴマーク（以下「優良企業認定ロゴマーク」という。）の使用権限を付与します。（優良企業認定ロゴマークの使用期間は宣言企業の認定を受けた日から起算して5年間とし、優良企業認定ロゴマークは認定の有効期間内に限り使用できます。）

認定企業認定ロゴマークの使用方法は「『自転車通勤推進企業』宣言プロジェクト認定ロゴマーク使用規約」を遵守することとします。

■優良企業認定ロゴマーク



(3) 自社のホームページ等での公表

「優良企業認定証」や「優良企業認定ロゴマーク」を自社のホームページや名刺等に付し、自転車活用推進本部長から認定を受けたことを対外的に明らかにすることで、社会一般へ「先進的な自転車通勤の推進により、環境負荷軽減、従業員の健康増進に取り組において特に優れた企業・団体」としてイメージアップを図ることができます。

8. 認定の更新

(1) 認定の更新

宣言企業及び優良企業は、有効期間が満了する際は、認定申請（3. 宣言企業の認定申請（P. 3））と同様の手続きにて、認定を更新することができます。なお、優良企業は、更新の申請の際に、自転車通勤の推進の取組について情報提供をいただき、優良企業に認定された際と同等かそれ以上に改善したと認められる場合に限り、優良企業の認定が更新されます。

なお、優良企業の認定の更新が認められない場合でも、宣言企業として認定される場合があります。

(2) 認定の更新の申請期限

認定の更新の申請は、宣言企業又は優良企業の有効期間が満了する1ヶ月以上前までにおこなってください。申請期限までに申請があった場合で、認定の有効期間の満了の日までに更新の認定又は不認定の伝達がない場合は、従前の認定はなお効力を有します。

(3) 更新後の認定の有効期間

宣言企業又は優良企業の更新の申請が認められた場合、認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了日の翌日から起算するものとします。

9. その他留意事項

(1) 個人情報の保護

本部事務局及び官民連携協議会に提出された書類等に含まれる個人情報の取扱いは、「個人情報の保護に関する法律」、及びその他の関係法令に基づき管理します。

(2) 申請の撤回

宣言企業の認定の申請を撤回する場合は、速やかに「宣言企業認定申請撤回届出書」（様式第2号）を提出してください。

【書類の提出先】自転車活用推進官民連携協議会（P.9「10. 問い合わせ先」）

(3) 申請内容の変更

宣言企業が提出した「『自転車通勤推進企業』宣言プロジェクト 宣言企業認定申請書」（様式第1-1号）の記載内容のうち、申請企業・団体の名称、所在地、担当者等を変更した場合は、遅滞なく「申請内容の変更届」（様式第3号）を提出してください。

【書類の提出先】自転車活用推進官民連携協議会（P.9「10. 問い合わせ先」）

(4) 宣言企業・優良企業認定の撤回

宣言企業及び優良企業は、その認定を撤回しようとする場合は、「宣言企業・優良企業認定撤回申請書」（様式第4号）を提出してください。

【書類の提出先】自転車活用推進官民連携協議会（P.9「10. 問い合わせ先」）

(5) 認定決定の取消し

次のいずれかに該当した場合には、宣言企業又は優良企業の認定を取り消すことがあります。

- ① 宣言企業又は優良企業の認定基準又はこれに付した条件に違反したとき
- ② 優良企業に係る認定基準を満たさなくなったと認められたとき
- ③ 倒産等により認定基準を満たす取組の実施が客観的に不可能となったとき
- ④ 社会通念上、認定するのにふさわしくないと判断するに至ったとき
- ⑤ 法令違反をしたとき
- ⑥ 廃業、合併その他の理由により、認定基準に適合しないこととなったと認められるとき

(6) 認定の効力の失効

次のいずれかに該当した場合には、宣言企業又は優良企業に対する認定は効力を失います。

- ① 宣言企業又は優良企業の認定の有効期限が経過したとき
- ② 廃業、合併その他の理由により宣言企業又は優良企業が消滅したとき
- ③ 宣言企業又は優良企業が認定の撤回を申請したとき

10. 問い合わせ先

自転車活用推進官民連携協議会

【受付担当】 一般財団法人 日本みち研究所

FAX : 03-5621-3153 TEL : 03-5621-3115

e-mail : jitensyatsukin@rirs.or.jp

〒135-0042 東京都江東区木場 2 丁目 1 5 番 1 2 号 MAビル 3 階

(※受付担当への連絡は原則メール又はファクシミリとし、やむを得ない場合を除き、
電話連絡はご遠慮ください。)

以上